平成２２年（再口）第１００３６号

千葉県千葉市中央区蘇我５－６－１－103

再生債務者　小林　則之

1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月21日から平成22年６月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１００３７号

東京都福生市志茂179

再生債務者　佐藤　文孝

1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月21日から平成22年６月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再口）第２４号

神戸市灘区友田町４丁目２番15―204号

再生債務者　津村　晃宏

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月17日から平成22年５月31日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再口）第１号

香川県三豊市高瀬町上高瀬1657番地

再生債務者　川崎利恵子

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月24日から平成22年６月７日まで

高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（再口）第１３号

大分県別府市大字鶴見4518番地の２

再生債務者　吉武　信之

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月24日から平成22年６月14日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（再口）第３号

青森県青森市浪岡大字浪岡字林本114番地４

再生債務者　工藤　晃一

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月11日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月25日から平成22年６月15日まで

青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再口）第１号

香川県高松市由良町424番地８クレイヴルⅠ８号室

再生債務者　鳩　　准吾

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時50分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月11日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月25日から平成22年６月８日まで

高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再口）第２号

香川県丸亀市綾歌町岡田東1357番地、住民票上の住所愛知県名古屋市中区新栄２丁目24番16号　ステラ新栄205号

再生債務者　土岐　拓也

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時20分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月11日まで

4　一般異議申述期間　平成22年５月25日から平成22年６月８日まで

高松地方裁判所破産・再生係

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十二年三月三十一日　　公立学校共済組合理事長　矢野　重典

第三条第三項を次のように改める。

3　組合は、本部及び支部の所属所を置き、本部の所属所の名称及び所在地は別表第二のとおりとし、支部の所属所の名称及び所在地は別表第三のとおりとする。

第二十二条第三項中「第十七条」を「第二条」に改める。

第二十六条第一項の表家族療養費附加金の項中「第三十一条ノ二」を「第七十八条」に、「第三十一条ノ六」を「第八十三条」に、「第九条第二項第一号」を「第八条第一項第二号」に改め、同表家族訪問看護療養費附加金の項中「第三十一条ノ二」を「第七十八条」に、「第三十一条ノ六」に、「第九条第二項第一号」を「第八条第一項第二号」に改め、同表災害見舞金附加金の項中「第六十三条第一項」を「第七十三条」に改める。

第二十八条第一項第一号中「千分の四・四八」を「千分の四・八六」に、「千分の二十九・五〇」を「千分の三十四・二六」に、「千分の五十二・〇〇」を「千分の四十七・二四」に、同項第二号中「千分の三・五八」を「千分の三・八九」に、「千分の二十三・六〇」を「千分の二十七・四二」に、「千分の三十七・七九」を「千分の四十一・六〇」を「千分の三十七・七九」に改める。

第三十一条中「及び別表第三に掲げる所属所」を「に掲げる所属所及び別表第三に掲げる所属所（運営規則で定める所属所を除く。）」に改める。

第三十三条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一号中「七百三十円」を「七百八十円」に改め、同条第二号中「千百六十八円」を「千二百五十円」に改める。

附則第十一項中「第三十一条ノ六」を「第八十三条」に、「第九条第一項第一号」を「第八条第一項第二号」に改める。

附則第十四項中「千分の四・四八」を「千分の四・八六」に、「千分の三・五八」を「千分の三・八九」に改める。

附則第十七項を削る。

附則別表第三に備考として次のように加える。

備考　第三に規定する所属所は、運営規則別表第一に掲げる所属所と十一条に規定する所属所会計を設けない所属所は、運営規則別表第一に掲げる所属所とする。

附　則

1　この変更は、平成二十二年四月一日から実施する。ただし、第二十二条第三項及び第二十六条第一項（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金に係る規定に限る。）並びに附則第十一項及び第十四項の規定は、平成二十二年一月一日から適用する。

2　改める改正は、平成二十二年一月一日から適用する。

3　改正後の第二十八条、第二十八条の二及び附則第十四項の規定は、平成二十二年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出会社

（乙）済

平成二十一年一月一日　官報掲載

平成二十一年七月八日　官報掲載（号外第一四四号）

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

茨城県小美玉市上玉里二丁目代表取締役（甲）クレハプ株式会社

（乙）クレハ代表取締役　佐久間　隆夫

川崎株式会社　正社